色彩の考え方

■ベースカラーとは?

ベースカラー	● ベースカラーは、壁等、大きな面積を占める色のことです。		
	● ベースカラーの基準は、景観計画区域、景観形成地区ごとに定められて		
	おり、その範囲内の色を使用することができます。		

■色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は?

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

色相	R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相のYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせて表記します。	明度
明度	色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。	
彩度	彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな	色相
	一赤は彩度14程度になります。	と答判・大阪広告組合彩ガイドライント

マンセル値は、「色相 明度/彩度」の順に数値を示して、 色を表記します。なお、無彩色(白~灰色~黒)は明度の みで表し、「N9」のように、頭にN をつけて表記します。



■周辺の景観と調和させるとは?

建物自身に複数の色彩を用いる場合、周辺の景観と調和させる場合、いずれにも対応しますが、調和しやすい色彩の組み合わせ方法は、黄色系、赤色系等でそろえる「①色相をそろえる」という方法と、同じような明度と彩度でそろえる「②色調をそろえる」という方法があります。





<資料:大阪府景観色彩ガイドライン>

■色彩に関する景観形成基準一覧表

区域・地区名		色相 ※度	ベースカラー		基準に適合
			明度	しない色	
景観	みどり・田園景観	R、YR Y	4 以下		原則使用し
計	区域	その他(無彩色含む)	2 以下	3~9	ない
画	ナナカル目知点	R, YR	6以下		
区	まちなみ景観区	Υ	4 以下		1/20 以下
域	域	その他(無彩色含む)	2以下		
にぎわい景観飛成地区		R、YR	6以下		
		Υ	4 以下		1/20 以下
	队 地区	その他(無彩色含む)	2以下		
	二世十四纪山早	R、YR	4以下		原則使用し
	元茨木川緑地景	Υ			原則使用し ない
	景 観形成地区	その他(無彩色含む)	2以下		<i>م</i> د،
│観 │形 │彩都身	 彩都景観形成地	R、YR	4 以下	3~9 (大規模建築物·エ	1/20 以下
成	杉部泉既沙风地	Υ	4 以下		(町名色等)
地 歴史的景観形成 地区		その他(無彩色含む)	2以下	作物のみ適用)	
		R、YR	3以下		 原則使用し
		Υ	3 M F		原則使用し ない
	地區	その他(無彩色含む)	2 以下		<i>'</i> Δ',
	沙苯早粗形代地	R、YR	6以下		
	沿道景観形成地 区	Υ	4以下		1/20 以下
	₽ P	その他(無彩色含む)	2以下		

■景観形成地区における明度基準が適用される大規模建築物・工作物の定義

対象地	建築物の規模	工作物の規模
みどり・田園景観区域 内に位置する景観形成	階数が3以上又は建築面積300 m³以上のもの。	地盤面からの高さが 10m 以上又は 築造面積 300 ㎡以上のもの。
地区		
まちなみ景観区域内に 位置する景観形成地区	 階数が4以上又は高さが10m以上もしくは建築面積1,000㎡以上のもの。 増築にあたっては、既存建築物の延面積との合計が1,000㎡以上のもの。 	地盤面からの高さが 10m 以上又は 築造面積 1,000 ㎡以上のもの。

[※] 景観形成地区の明度の景観形成基準は、P34、35の対象物及び規模と届出対象行為で定めている大規模な建築物・工作物のみ適用します。(戸建住宅等は対象外です)

図1 みどり・田園景観区域の色彩に関する景観形成基準

- 自然になじんだ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

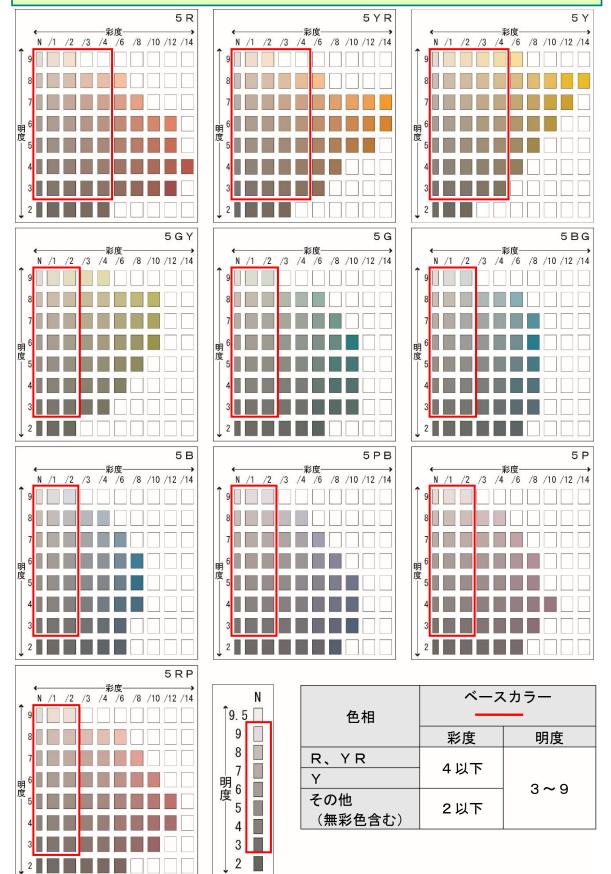


図2 まちなみ景観区域の色彩に関する景観形成基準

- 落ち着きの感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。

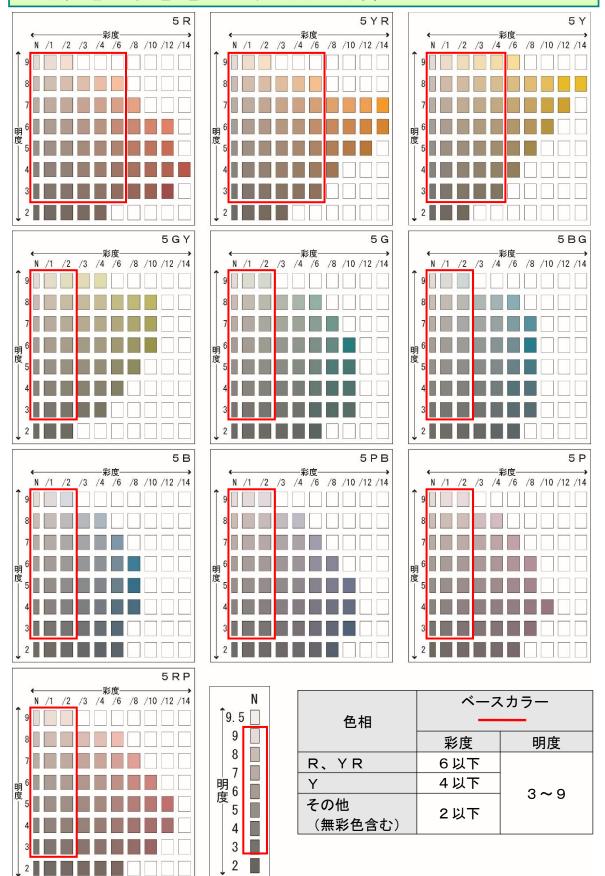
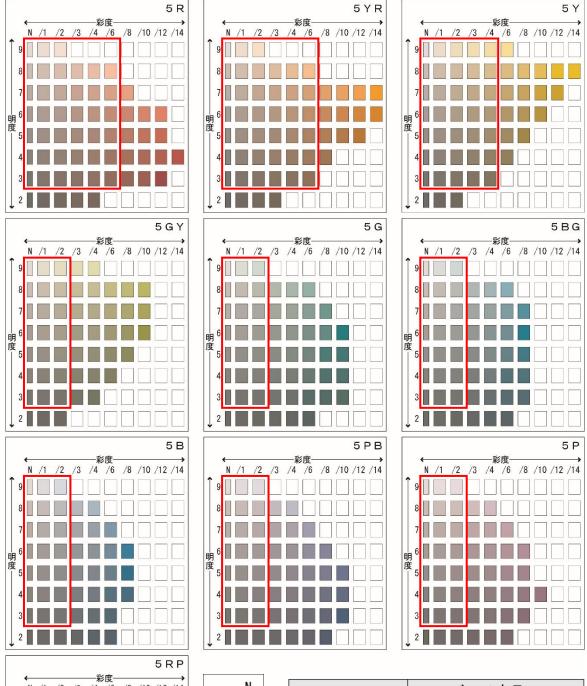
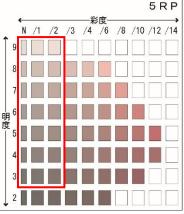
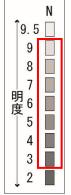


図3 にぎわい景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 明るく賑わいの感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。





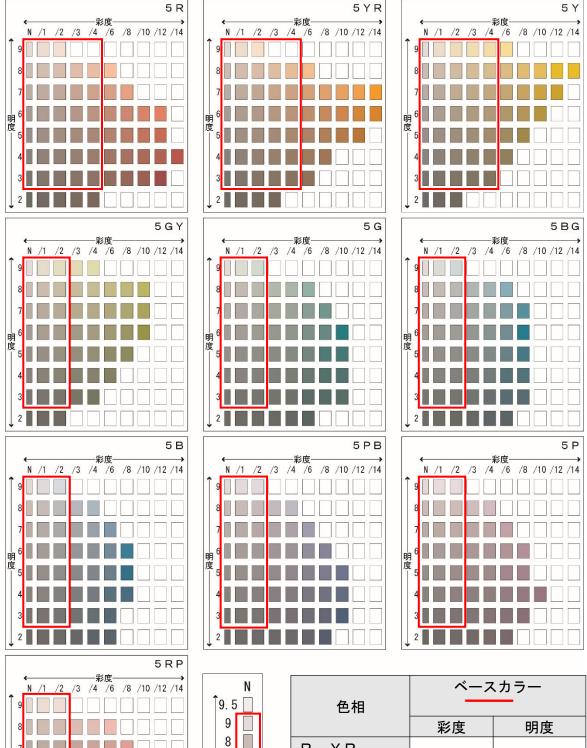


色相	ベースカラー		
	彩度	明度	
R, YR	6以下		
Υ	4 以下	3~9	
その他 (無彩色含む)	2以下		

※明度の基準は大規模建築物・工作物のみ

図4 元茨木川緑地景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 自然色を基本とした落ち着きの感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。



	9	
	8	
	7	
明度	6 5	
	5	
	4	
	3	
	2	

色相	ベースカラー		
	彩度	明度	
R、YR Y	4 以下	2 0	
その他 (無彩色含む)	2以下	3~9	

※明度の基準は大規模建築物・工作物のみ

図5 彩都景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 北摂山系と調和した色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色(町名色等)は各立面の 1/20 以下とします。

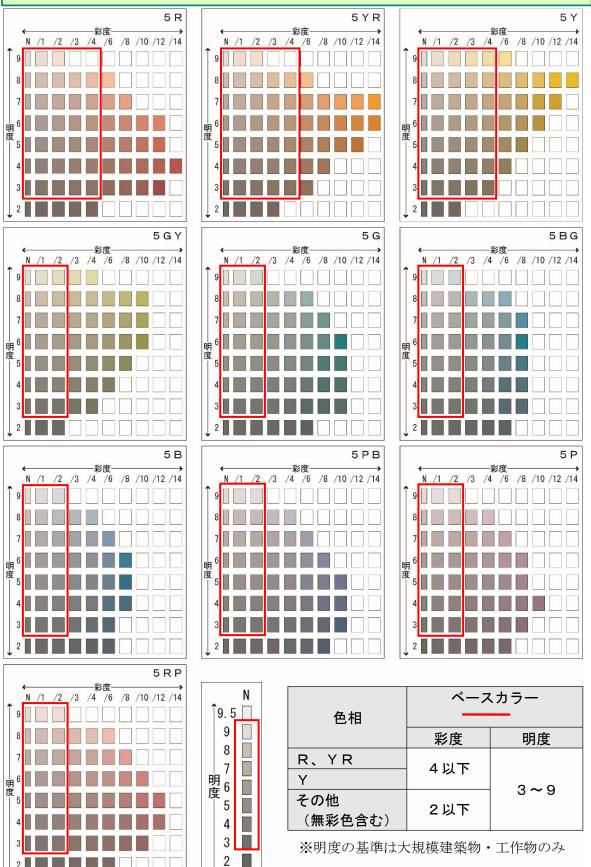


図6 歴史的景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 椿の本陣と調和した落ち着きのある色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

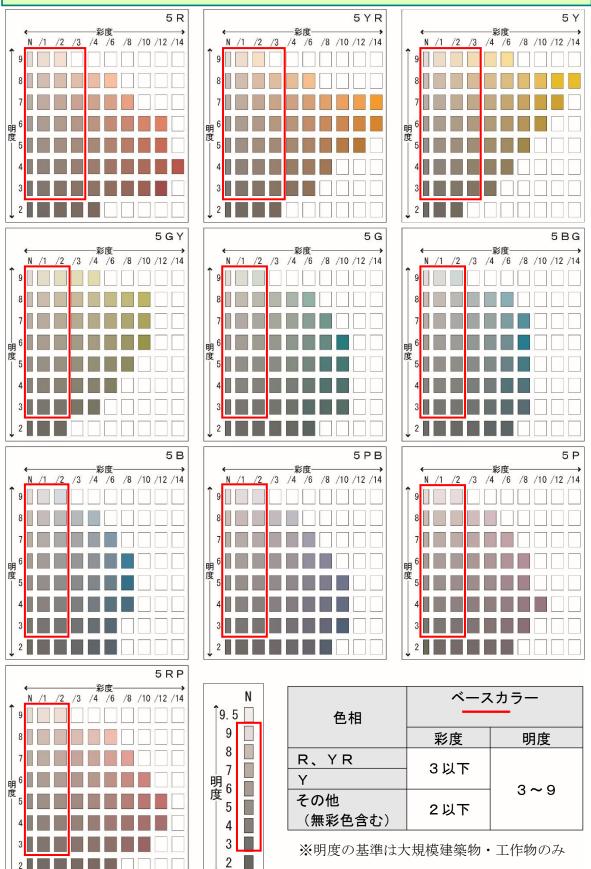
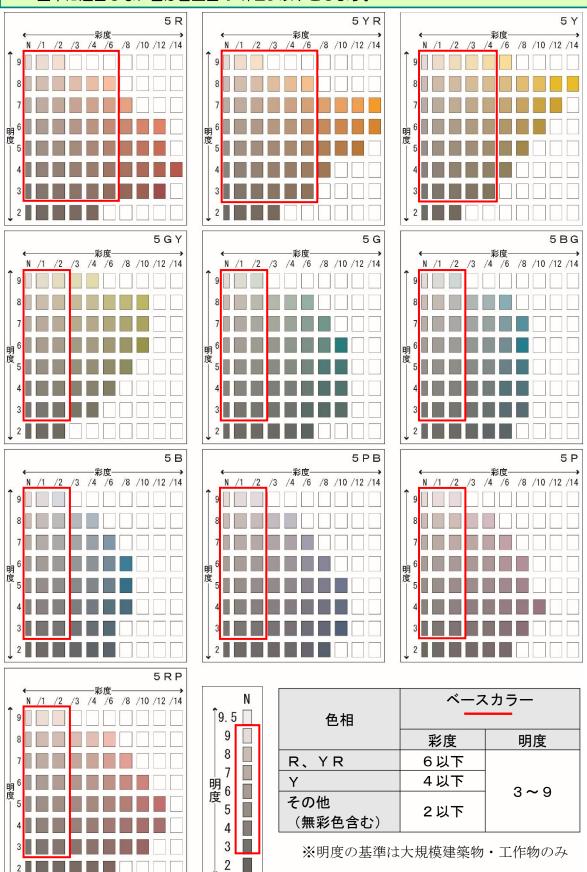


図 7 沿道景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 沿道の緑となじむ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。



2